

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成22年11月17日（水）午後3時～午後5時15分
場 所 新潟地方裁判所大会議室（1号館4階）
出席者 司会者 設樂隆一（新潟地方裁判所長）
法曹出席者 山田敏彦（新潟地方裁判所刑事部総括判事）
石井壯治（新潟地方検察庁三席検事）
金子 修（新潟県弁護士会刑事弁護委員長）
裁判員経験者 6人
報道機関出席者 12人
新潟日報
朝日新聞
毎日新聞
読売新聞
産経新聞
時事通信
共同通信
N H K
B S N
N S T
T e N Y
U X

第1 意見交換会の趣旨説明

司会者（設樂所長）

本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。地裁所長の設樂でございます。本日は、私が司会ということで進行を担当させていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでは、今日の会の趣旨等について簡単に説明いたします。裁判員裁判も施行から約1年6か月が経過し、その間に、新潟地裁だけでも14件の判決が宣告されました。そこで、この段階で、実際に裁判員裁判を経験された方々に、裁判員を務めての率直なご意見や感想等をお聞きすることが、今後の裁判員裁判の運用を考えていく上で重要であると思われます。また、一般の方々に、皆さんの生の声をお伝えすることが、これから裁判員裁判に参加される方々の不安感や負担感を解消することにもつながると思われます。そこで、本日の意見交換会を設けました。この会の趣旨は以上のとおりですので、今日の主役は、参加いただいた裁判員経験者6名の皆様でございます。忌憚のない率直なご意見ご感想をお伺いできたらと思います。また、裁判官、検察官、弁護士もいますので、聞きたいがあれば、遠慮なく質問してください。場合によっては、法曹から質問させていただくこともあります。

第2 裁判員を経験しての全体的な感想等

第2の1 裁判員を経験しての全体的な感想

司会者

まず、意見交換会を始めるにあたり、皆さん一人一人から、裁判員を経験しての全体的な感想をお伺いしたいと思います。それでは、1番の方から、お願ひします。

裁判員経験者1番（以下、裁判員経験者を単に「1番」と表記する。）

貴重な体験をさせていただき、ありがとうございました。裁判所は近寄りがたいイメージでしたが、9日間の任務中、職員の方々から「おはようございます。」「ご苦労様です。」などとあいさつを受けたのが一番うれしかったです。現場監督の仕事をしているので忙しい時期でしたが、会社や家庭の協力があって務めることができ、ありがたかったです。

2番

裁判員に選ばれるとは思っていませんでした。選任されてからはプレッシャーや自分の葛藤を感じましたが、他の裁判員や裁判官に助けてもらい、なんとかできました。今までにない達成感があります。

3番

私も、裁判員に選ばれるとは思っていませんでした。職場では、私が社内で初めて裁判員に選任されたので、上司からは、「今後のためにも、よく聴いて、見てこい。」と言われました。裁判所は怖いというイメージがありましたが、テレビ番組を見るようになりました。良い経験になりました。

4番

非常に良い経験をさせていただきました。初日は、市の祭りがあったのですぐ帰るつもりでしたが、選ばれてしまいました。裁判員制度の存在は知っていましたが、内容に興味はなく、選ばれるとは思っていませんでした。選任されてからは、動搖するとともに緊張しました。この後どうなることかと思いましたが、分かりやすく導いていただきました。退職後、次の人生と思っているときに、良い経験をさせていただきました。

5番

良い経験になりました。

6番

任務終了後、言葉では疲れないと言いましたが、本音は疲れました。力仕事も山歩きもしますが、それとは別角度の頭を使うので、疲れました。

第2の2 裁判員を経験したことで、生活に変化が生じた部分があるか。

司会者

裁判員を経験したことで、生活に何か変化が生じたということは、ありますでしょうか。1番の方から、お願ひします。

1番

裁判員制度は、自分とは遠い存在だと思っていました。こんなに身近にあるとは思いませんでした。テレビや新聞の記事が印象深くなりました。

2番

裁判については無知、無関心でしたが、「裁判」の文字に非常に関心を持って読んだ

り見たりするようになりました。

3 番

裁判には興味がありませんでした。知人に、私の担当した裁判の記事が新聞に掲載されていたと聞いてから、裁判の記事を読むようになりました。自分だったら、どのくらいの刑にするかなあと、第三者的な立場で見るようになりました。

4 番

無我夢中で務めたのが実態で、終わってから自問自答していました。自分たちは仕事を一生懸命し、裁判は聖職である裁判官に任せておけばよい、一般人がなぜ裁判をするのかとも思いましたが、自分自身の経験したことを美化したいというような気持ちもあり、裁判員を経験した後になってから、手引きを読み返したり、裁判に参加することの意義を再度勉強しました。

5 番

新聞に目を通すようになりました。それに、人に対して優しくなり、親切になったように思います。

6 番

経験後、妻から「人を裁いたのだから野暮なことは言うな。」と言われることがあります。経験した直後は、「大きな裁判でもやる。」と言いましたが、今はいやだなと思います。

金子弁護士

裁判員裁判に参加した前後で、被告人を見る目は変わりましたか。

1 番

大きな違いはないと思います。

2 番

私も、違いはないと思います。

3 番

被告人は、普通のおじさんでした。ちょっとした間違いだったんだと思います。明日は私があちら側かも、とも思いました。

4 番

被告人は、うなだれていました。一般人として、かわいそうだなと思いました。弁護人が、被告人を「〇〇さん」とさん付けで呼んでいたので、人権が守られていると思い、ほっとしました。

5 番

悪い人というイメージから、人間的なイメージが見えてきた感じがします。

6 番

被告人は障害を持っていました。最初は、恐ろしいことをした人だと思っていたが、裁判が進むにつれ、本当はかわいそうな人なんだなと思うようになりました。

第3 裁判員裁判に参加する負担について

第3の1 裁判員裁判の日程や開始・終了時間について

司会者

では、次に、裁判員裁判の負担ということについてお聞きしたいと思います。裁判員裁判は通常でも3、4日、長いものだと2週間以上かかるものがあります。皆様も、仕事や家庭との関係で、調整する事項も多かったと思います。また、裁判に参加することで、精神的、肉体的な負担を感じることもあったと思います。そこで、裁判員裁判に参加するにおいて、どのような負担があり、どのようにこれを解消したかということについてご意見を伺いたいと思います。また、選任手続についても、ご意見やご感想をお伺いしたいと思います。まず、どの程度の期間の裁判員裁判なら参加可能か。長くなると参加が困難になる理由はどのようなものがあるかについてお聞きしたいと思います。今度は6番の方からお願ひします。

6番

日程の中程に祝日がありました。その日もホテルにいました。連続したほうが良かったと思いますが、地域性や条件によっては、きついときもあると思います。

5番

職業によっては、長いと感じられる方もいると思いますが、私は全く問題なかったです。

4番

定年して、短期の仕事をしていたので、調整してもらいました。個人としては問題ありませんでした。家庭も問題ありませんでした。4日間なんとか精神的に耐えられましたが、選任手続後、午後からすぐに審理をせず、時間を空けてほしいと思います。頭の切り替えや動搖を抑える期間が少しあると良かったと思います。ただ、遠方の方は、午後を空けるのはもったいないと思います。

3番

4日間休んでも支障のない勤務態勢を組んでもらいました。その間は、特別休暇扱いになりました。私の職場は、裁判日程が1週間でも大丈夫だと思います。バスや電車で通勤しましたが、開始時間は問題なかったです。終了時間についても、帰りの時間を配慮してもらい、良かったです。

2番

9日日程でしたが、このくらいがちょうど良いのかなと思います。1か月だと大変だと思います。期間中欠席した方はいませんでした。選ばれた責任を感じていたのだと思います。開始時間は良かったです。終了時間については、自宅が上越市で遠いので、午後5時に終わればなと思いました。

1番

9日日程でした。当初長いと感じましたが、要通訳事件もあり、審理を進めるうちに、これだけの日程は必要だと思いました。土日も挟まつたので休めました。不満はありません。

第3の2 裁判員裁判に参加するに当たり仕事や家庭の関係をどのように調整したか。
司会者

次に仕事や家庭の関係をどのように調整して参加していただいたかについて、そのご苦労の一端をお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。6番の方からお願ひします。

6 番

娘から参加するように言われました。家庭や仕事の支援があり、支障はなかったです。

5 番

家族からは「何も言わずに行ってこい。」と言われました。気を遣ってくれました。

4 番

今の仕事では問題はなかったです。ただ、私の前職はスーパーですが、シフトを考えると、若くて勤めている人は、職場によっては大変かもしれません。3日ないし4日が出席しやすい日数だと思います。

3 番

私は、先ほど言ったとおり問題なかったです。

2 番

定年退職して自由の身です。家庭は、やりくりしてくれました。選任手続当日から審理までを1日以上空けてもらうと、仕事の調整がつきやすいと思います。

1 番

現場監督で、これから仕事が忙しくなる時期だったので、裁判員は断るつもりでいましたが、裁判員になつたらなつたで、会社からは、「協力してあげます。」と言われました。家族からも「がんばってこい。」と言われました。9日間良くしてもらいました。

第3の3 裁判員裁判に参加して精神的な負担はあったか。どのように解消したか。

司会者

裁判員裁判に参加して精神的な負担はあったでしょうか。否認事件であるとか、被害者の方の写真などをご覧になり、精神的負担を感じた方もいらしたかと思いますし、それぞれの事件に難しい争点があったかと思いますが、精神的負担をどのように解消されたかについても、お伺いしたいと思います。どうでしょうか。6番の方からお願いします。

6 番

参加直後は特段の負担感はありませんでしたが、時間の経過とともに、裁判の結論について、果たして良かったのかと思う時がありました。趣味の山歩きなどで解消しました。

5 番

「私に意見を振らないでもらいたい。」という負担感はありましたが、それ以外はありません。

4 番

被害者の家族の話を聞いた際は、涙を流してしまいました。参加後、これで良かったのだろうかという思いが、じわじわと出ました。私は宿泊対象ではなかったのですが、自分の意思で2泊しました。集中すると回りが見えなくなる性格なので、車や電車等に乗って往復するのが苦痛だったからです。本当に重大なことに関わっているのですから、できれば、希望者には宿泊を許してほしいと思います。

精神的な負担感の解消は、公判で明らかになった内容や経験した感想などを他人に話し、労ってもらうことで、気持ちが徐々に落ち着きました。

3番

裁判に関しての精神的な負担はありません。むしろ、方向音痴なので、裁判所に来るまでのほうが大変でした。

2番

参加するまでのほうが、自分にできるのかという思いで負担でした。参加後も、本当にこれで良かったのかと心配になるときがあります。

1番

精神的な負担はありません。法壇からは、被告人の顔つきや家族の態度が気になりました。涙を流している姿を見たときは、なんでこんなに良い家族がいるのに、と思いました。覚せい剤は無数の被害者が出る、許すわけにはいかない、と思いました。

第3の4 裁判員選任手続に関する感想等

司会者

次に、裁判員の選任手続に関し感想をお聞きしたいと思います。何か改善点や要望はありますでしょうか。

また、公判期日と選任手続との間に1日でも日を空けたほうが仕事の調整をしやすいというご意見もありますが、いかがでしょうか。6番の方からお願ひします。

6番

選任後、午後からすぐに審理だったので、途中で家族から着替えを運んでもらいました。準備期間がないと心の整理がつかない、というのが感想です。

5番

選任時の質問票については、参加できない事情の項目だけではなく、積極的に参加を希望する旨を明示する項目があつても良いと思います。

4番

一般の人の意見を聞くという制度ですが、意見は、その人の年齢や性別が微妙に影響すると思います。くじによる選任は、結果的に性別や年齢に偏りが生じる場合があり、一般の人の意見と言えるのか疑問があり得るのではないかと思います。

被告人の立場となれば、くじで選ばれた人から審理されるのはいやだと考える人もいると思います。どのような方法で選任しているのか、もっとPRすべきだと思います。

3番

私の場合は、審理が選任手続期日の翌日からだったので、問題はありませんでした。

2番

選任後すぐに審理に入るのは、やめてほしいと思います。裁判員はやらないつもりでいたので、心の整理がつきませんでした。

1番

私は、特に問題ないと思います。

山田判事

選任手続と第一回公判との間を空けた方がよいという感想がこんなに出るとは思いませんでした。連続しているほうが良いという意見もあるかと考えていました。

第4 公判審理について

第4の1 冒頭陳述は分かりやすかったか。

司会者

それでは、検察官と弁護人の訴訟活動についてご意見を伺いたいと思います。裁判員裁判では、公判廷での証拠調べを通して心証を取ってもらうため、「見て聞いて分かる審理」を目指しております。実際に裁判員裁判を経験され、そのような審理が実現できていたかどうかご意見を伺いたいと思います。

まず、冒頭陳述についてお伺いします。冒頭陳述は、証拠調べに入る前の審理の冒頭において、検察官と弁護人が、事件の概要や、事件の問題点である争点について、証拠によって証明しようとする事実についてプレゼンテーションするものです。この冒頭陳述は、分かりやすいものだったでしょうか。あるいは、詳しすぎるとか、簡単すぎることとはなかったでしょうか。1番の方からお願ひします。

1番

紙の手元資料があったおかげで、分かりやすかったです。無いと大変だと思います。

2番

手元資料があったおかげで助かりました。携帯電話の通信履歴が色分けされており、分かりやすかったです。

3番

手元資料はカラーで見やすく、要点も付いており、うまくできていると思いました。

4番

裁判中での説明は良かったですが、公判前整理手続でどのように争点が整理されたのか知りたいと思いました。

5番

非常に分かりやすかったです。

6番

分かりやすかったです。最初は「障害」ということが頭の隅に引っかかっていましたが、裁判が進むうちに、障害の中身が分かりました。

石井検事

手元資料の他に、パワーポイントによるプレゼンテーションも準備しているのですが、これもあったほうが良いでしょうか。

1番

両方あったほうが分かりやすくて良いと思います。

2番

私も同じです。

3番

同じです。

4番

両方あった方が分かりやすいと思います。

5番

裁判員の年齢にもよるので、どちらとも言えないと思います。

6 番

初めて経験することなので比較できませんが、両方あったほうが良いのではないでしょか。

第4の2 供述調書の朗読は分かりやすかったか。

司会者

次に、事件関係者が捜査段階において捜査官に対して供述したことをまとめた供述調書について伺います。供述調書が法廷で朗読されたと思いますが、これは分かりやすかったでしょうか。朗読の早さとか、供述調書の内容がわかりやすかったか。言葉が分かり難かったり、情報量が多く、良く理解できなかったということはないか。あるいは、一つの供述調書の分量が多すぎて、朗読の時間が長すぎたということはなかつたでしょうか。1番の方からお願ひします。

1 番

分かりやすかったです。駄目なイメージはありません。

2 番

分かりやすかったです。通訳の時間が長くて、少し気抜けすることもありましたが、仕方ないことだと思います。

3 番

よく覚えていませんが、分かりやすかったと思います。

4 番

検察官が早口になったときがありました。聞き取りにくくなるので、冷静にゆっくりと話してほしいと思うことがありました。

5 番

3番の方と同じです。

6 番

検察官のリズムが良く、聞きやすかったという印象です。

第4の3 証人尋問、被告人質問は分かりやすかったか。

司会者

次に、証人尋問、被告人質問の問題に移りたいと思います。証人尋問や、被告人質問は分かりやすかったでしょうか。質問の意図が分かりづらかったとか、質問のペースが速く、ついていくのが大変だったということはなかつたでしょうか。

1 番

淡々と質問したと思います。私自身も一つだけ質問した記憶があります。

2 番

初めてなので比べられませんが、分かりにくくはなかつたです。こんなもんじやないかなだと思います。

3 番

被告人は耳が不自由で、聞き直していました。サポートする人がいれば良かったと思います。

4 番

検察官が、同じことを何度も繰り返し質問していました。後に説明を受けるまで、なぜそのようなことをするのか、意味が分かりませんでした。私自身は、科捜研の方に質問させてもらったのが、良い経験でした。

5 番

分かりやすかったです。

6 番

私も、分かりやすいと思いました。

金子弁護士

尋問者の立つ位置によって、分かりやすさや、伝わり方に、影響はなかったでしょうか。どなたでも結構です。

6 番

関係ないと思います。

4 番

話している人の表情や話し方等、全てが視界に入っているほうが良いと思います。

第 4 の 4 証拠の量は適切だったか。

司会者

証拠調べに関する全体的な感想として、証拠の量や内容等は、事件を理解する上で適切だったでしょうか。証拠が足りないとか、反対に不要な証拠が多いと感じたことがあったでしょうか。1番の方からお願ひします。

1 番

適切だったと思います。

2 番

私の事件では、14点ありました。適切だったと思います。

3 番

適切だったと思います。ハンマーに血のりが付いているかと思いましたが、意外ときれいでした。

4 番

裁判の中では適當だったと思いますが、公判前整理手続段階での内容が見えないことにこだわっています。また、自動車のスピードの状態が体感できれば良かったと思います。

5 番

適量だっただと思います。これ以上多くあると無理だと思います。

6 番

2点のみでした。他は無いのかと思いました。

第 4 の 5 検察官の論告・弁護人の弁論は分かりやすかったか。

司会者

次に、論告と弁論についてお伺いします。証拠調べの結果を踏まえて、『今回の事件は

こういう事件でした。皆さんにはこういう点を重視して今回の事件の判断をしてもらいたいと思います』、このようなことを検察官と弁護人がプレゼンテーションするのが、論告と弁論です。検察官の論告は分かり易いものでしたでしょうか。弁護人の最終弁論は、分かり易いものでしたでしょうか。1番の方からお願ひします。

1番

分かりやすかったです。疑問は感じませんでした。

2番

真剣さが伝わってきて、非常に良かったと思っています。

3番

検察官は検察官らしい、弁護人は弁護人らしい話し方をされたと思いました。内容的には良いと思います。

4番

分かりやすかったです。

5番

同じです。

6番

分かりやすかったです。

第5 評議・判決について

第5の1 主体的に意見を述べ、納得のいく評議ができたか。

司会者

では、評議、判決の問題に移りたいと思います。評議では十分意見交換ができたでしょうか。評議の進め方についてご意見はあるでしょうか。

また、充実した評議のための方法や工夫として、ホワイトボードを使用したり、最近はパソコンに各自の意見を入力していく、パソコンの画面と連動する大画面に意見を表示していくという方法も取り入れていますが、このような方法は有効だったでしょうか。6番の方からお願ひします。

6番

納得のいく評議が十分にできました。休廷時のアドバイスやホワイトボードによる説明も受けました。裁判員のみなさんの意見が活発だったので、午後7時過ぎまで評議をしたときもありました。

5番

特に意見はありません。

4番

ホワイトボードにより、評議しやすいように説明や整理をしてもらって良かったです。評議が煮詰まっていき、確信に近づくほど意見は出しにくいし、最初に出た意見になびいてしまうところもあると思うので、例えば、無記名の用紙に意見を記入して集計する方法も良いのではないかと思いました。

3番

ホワイトボードや大型ディスプレイは良かったです。納得のいく評議ができました。

自分の思ったことは全て話すことができたと思います。

2番

言いたいことは全て話したと思います。ホワイトボードに書いて、検討してと、活用できたのは良かったです。全員が真剣に考えることにより、不思議と最後は一つになつていくんだな、ということを学びました。

1番

ホワイトボードは良かったです。市民的な感覚が反映されると感じました。

第5の2 判決は、評議の結果を反映し、分かりやすいものになっていたか。

司会者

判決は評議の結果が反映されたものであったでしょうか。言葉遣いを含め、分かりやすいものとなっていたでしょうか。6番の方からお願ひします。

6番

評議の結果が十分に反映されたと思います。

5番

はい。

4番

評議の結果が十分に反映されたと思いたいと思います。

3番

私も同じです。

2番

後日送付された判決文を読み返してみて、そのとおりだと思っています。

1番

みなさんと一緒に。

金子弁護士

評議は、どのように進められたのでしょうか。

6番

裁判官から、「皆さん、どのように思われますか。」と言われて、実は、私が一番話してしまったように思います。誰か一人が口を出すと、誰かが話す、というような感じでした。

4番

裁判官が司会と助言をし、問題点を出してきました。私も話しすぎてしまつたと思います。大人しい人は、話を出しにくかったかもしれません。例えば、別の事件の裁判員経験者など、第三者的な立場の司会進行役がいれば、意見が出やすいのではないかと思いました。

3番

評議中の進行役は裁判官でしたが、引っ張ってくれる人がいました。

2番

争点をホワイトボードに記して、どこを攻めたら話が早いか検討しました。裁判官のうちの一人が司会進行を行い、裁判員6人が意見を述べ、他の裁判官の意見、裁判長の

意見と進みました。

1番

2番の方と同じ事件ですので、同じです。

山田判事

一般的には、3人の裁判官で、司会役、筆記役、意見を述べる役を分担していますが、まずは、裁判員の皆さんから意見を出していただくよう心掛けています。

第6 これから裁判員裁判に参加する市民へのメッセージ

司会者

それでは、最後に、これから裁判員裁判に参加する市民の方へ、皆さんからお伝えしたいことがあったらお伺いしたいと思います。では、1番の方からどうぞ。

1番

一人一人の意見が違うので難しい問題だとは思いますが、やってみて良かったと思います。やってみれば、何か一つ、良い経験を見つけ得ると思います。

2番

自分の意見を真剣に言うことができました。どんどん参加して、自分の意見を述べて、公正な立場で判断してほしいと思います。

3番

良い経験になりました。再度選任されたら、もう少し良い裁判員になれると思います。他の人も、チャンスがあったら経験してみたら良いと思います。

4番

国民の義務とはいえ、くじで選ばれた一般の人が刑を決めて良いのか、やはり疑問があると思っています。

5番

特にありません。

6番

裁判員裁判に参加したことを自負しています。選ばれたら、ぜひ参加してほしいと思います。

第7 記者からの質問

記者（NST）

今日の意見交換会に参加して、どう感じられましたか。

1番

裁判員として裁判員裁判という誰でも経験できないことが経験できました。2回はやりたくないですが、一度経験することで、人生の中でプラスになると思います。

2番

本日は、私と同じような意見の人がいるか知りたくて参加しました。いろいろな意見が聞けて良かったです。

3番

裁判員をやってみて良かったです。当時のニュースを友達が録画してくれました。二

ヤニヤと見ています。良い経験をさせてもらいました。

4番

案内状は持つて帰りましたが、精神的に疲れたので参加を断ろうとも思いました。でも、その後いろいろと考えて、参加することにしました。

5番

良い経験でした。いろいろな人がいるということを考えながら、プライベートや仕事をしていきたいと思います。

6番

本来、今日は京都で用事があったのですが、裁判が終わった後、この意見交換会の話を聞いて、同じ経験者がどのような意見を述べるのか聴きたかったので、用事を断つてこちらに参加しました。楽しみにしていました。

記者（NST）

昨日（11/16）、裁判員裁判で死刑判決が出されました。死刑判決をするような裁判に参加することについて、どのようにお考えでしょうか。1番の方からお願ひします。

1番

自分1人で考えるのではなく、みんなで考えるのだから、解決できると思います。

2番

勇気を持ってチャレンジしたいと思います。必ずできると思います。

3番

正直なところ、そのような事件に当たらなくて良かったと思います。もし、当たっていたら、この場にはいないと思います。

4番

参加したくないです。

6番

私は、以前は、どのような事件でも参加するつもりでしたが、今は参加したくないと思っています。

記者（新潟日報）

3番と5番の方にお聞きします。選任手続と初公判の間は、空けた方がよいと思われるかどうか、ご意見をお聞かせください。

3番

心の準備が必要なので、別の日が良いと思います。

5番

同じです。

記者（朝日新聞）

市民から選ばれた裁判員が死刑判決をするような裁判をすることは、適当であり、やるべきであると思われるでしょうか。6番の方からお願ひします。

6番

荷が重いが、やったほうが良いと思います。しかし、もし、自分が選ばれたら、風邪をひいたなどと言って断ると思います。

5番

やったほうが良いと思います。

4番

肅々と進めるべきだとは思いますが、人に罰を与えた経験者としては、参加したくないです。

3番

やるべきか、やらないべきかは分かりませんが、私は参加したくないです。

2番

私としては、選ばれた人には、しっかりとやってもらいたいと思います。

1番

やりたくないのは当たり前、でも、誰かがやらなくてはなりません。もし、当たったら、やるしかないと思います。